



新型コロナ特例臨時接種の実施期間は、令和5年3月31日まで (R4年12月13日現在)  
接種を希望される方はお早めにご予約をお願いします。

● 早めに相談受付を終了する場合があります。  
● ②は入場整理券が必要です。  
● 筆記用具や計算器具等はご持参ください。  
問 湯浅税務署 Tel 63-53351

● 開設日初日や確定申告期限間際は、大変混雑することが予想されます。

● 相談受付は16時まで  
※土地等譲渡所得及び贈与税の相談は、2月16日(木)、20日(月)、22日(水)、27日(月)、3月1日(水)、3日(金)、7日(火)、9日(木)、13日(月)、15日(水)にお越しください。  
● 確定申告(湯浅税務署)  
日程 2月16日(木)～3月15日(水) (土日祝を除く)

① 税理士による確定申告書の書き方などの相談(無料)  
日程 2月6日(月)・7日(火) 9時30分～16時(正午～13時を除く)  
※相談受付は15時30分まで  
場所 文化福祉センター 大会議室  
持ち物 前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具等  
※「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」の相談は行っていません。相談が必要な場合は湯浅税務署までお越しください。

● 医療費控除の申告をされる方  
「医療費控除明細書」「セルフメディケーション税制明細書」は申告会場の代行作成はしませんので、必ず事前に作成して持参してください。

● 営業所得・不動産所得・農業所得を申告される方  
収支内訳書はご自身で作成して持参してください。(作成されていないと申告の受付ができません。)

● 市役所での申告相談は電話予約が必要です!  
市役所申告会場で所得税、市県民税の申告をされる方へ  
※税務課職員が申告書作成のお手伝いを行う申告会場です。  
※感染症予防のため事前予約制です。  
※提出のみの方は、予約不要です。  
予約受付期間 2月1日(水)～2月14日(火)まで(土日祝を除く)  
日程 2月16日(木)～3月14日(火) (土日祝を除く)  
時間 9時30分～12時・13時～16時30分  
場所 市役所 3階 会議室  
申込み 氏名・連絡先・希望日・申告内容等をお電話でお伝えください。  
※予約は先着順です。(定員1日24人)  
※お待ちいただく場合もあります。  
※「青色申告」「土地・建物・株式の譲渡・先物取引などの分離所得」「住宅関連の控除申告」「相続税」「贈与税」「山林所得」等の申告については対応できません。湯浅税務署にお問い合わせください。

● 空き家の相談しませんか?  
空き家に関する相談を行政職員と専門家が無料で相談対応します。  
日時 1月11日(水) 13時30分～16時  
場所 消防本部 5階 多目的会議室  
参加費 無料  
申込み 有田振興局建築グループまた  
登録有効期間 4月1日～令和7年3月31日  
受付 2月1日(水)～28日(火)  
※土日祝を除く、郵送の場合28日必着  
問 総務課 Tel 22-33750

★確定申告はスマホからがおすすめ  
確定申告期間は24時間いつでも利用可能!  
画面の案内に沿って入力するだけ  
申告書の印刷、税務署への持参や郵送が不要です  
令和4年分からさらに便利に!  
青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に!

★確定申告に関する税務相談はチャットボットをご利用ください  
チャットボットとは、知りたい情報について、AIが自動で回答を表示するウェブサービスです。税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることが出来ます。

● 前年中収入がなかった方も、国民健康保険に加入されている場合や、福祉公営住宅、教育関係の制度で申告が必要な場合があります。  
令和4年度に「市民税・県民税申告書」を提出された方には、用紙を送付する予定です。必要事項をご記入のうえご返送ください。送付対象でない方で申告の用紙をご希望の際は、担当までお問い合わせください。  
問 税務課 Tel 22-33574

令和4年度 市県民税(第4期) 国民健康保険税(第7期) 後期高齢者医療保険料(第7期) 介護保険料(第7期) 納期限は1月31日(火)です。

令和4年中に 家屋の取り壊しをした方へ  
令和5年度からの固定資産税がかからないようにするため、1月31日(火)までにその旨の連絡をお願いします。  
問 税務課 Tel 22-335882

太陽光発電等による 売電収入がある方へ  
太陽光発電等で得た売電収入は、所得として申告する必要があります。売電所得が20万円以上で、給与所得等と合算し計算した結果、所得税が発生するケースなどは確定申告が必要となりますので、税務署にて確定申告を行ってください。  
また、確定申告が不要な方であっても、市・県民税の申告は必要です。  
※確定申告で売電所得を含めて申告をした場合は、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。  
※経費として計上していない10キロワット未満の太陽光発電設備(個人住宅用)以外は、事業用資産に分類されます。固定資産税(償却資産)の申告対象にもなります。併せてご確認ください。



献血へ行こう! 1月11日(水)オー77箕島店 10時～12時・13時～16時

問 保健センター Tel 82-3223

● 第11回特別弔慰金の請求は6月まで  
対象 「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順位による先順位の遺族おひと  
戦没者等の死亡当時の遺族で  
① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
② 戦没者等の子  
③ 戦没者等の②の父母 ④ 孫 ⑤ 兄弟姉妹  
④ 戦没者等の三親等内の親族で、1年

● 健康診査は2月末日まで無料で受けることができます。  
受診券をお持ちの方で、また健康診査を受けていない方は、ぜひご自身の健康状態をチェックしましょう。  
◆ 健康診査  
対象 後期高齢者医療制度加入者  
検査項目 問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系  
◆ 歯科健康診査  
※対象の方には5月末に受診券等をお届けしています。  
対象 令和4年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方  
検査項目 問診、口腔内検査、口腔機能検査  
各種診査実施場所 受診券に同封の実施医療機関一覧をご覧ください。  
問 和歌山県後期高齢者医療広域連合 Tel 073-4228-6688

● 以上生計関係を有していた方  
※戦没者等の死亡当時の遺族(生まれ、子)については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
※同じ親等間であっても戦没者等の死亡当時の生計関係の有無等により、支給順位がかわります。  
内容 額面25万円、5年償還の記名国債  
期間 3月31日(金)まで  
問 福祉課 Tel 22-33522

● 物品・役務一般(指名)競争入札参加者 追加申請受付!  
市(病院を除く)への物品の納入又は役務の提供における入札・見積合わせに参加しようとする業者の方は、事前に登録が必要です。この度、入札参加者の追加申請を受け付けます。  
※現在登録されている方は、今回申請の必要はありません。登録されても必ず入札・見積合わせに参加できるということではありません。  
登録有効期間 4月1日～令和7年3月31日  
受付 2月1日(水)～28日(火)  
※土日祝を除く、郵送の場合28日必着  
問 総務課 Tel 22-33750

● 飼いがなくなったときは  
鑑札が交付されている飼いがなくなったときは、担当へ電話・もしくはスマートフォン等を使ってインターネットから死亡の届け出を行ってください。  
市ホームページまたは下記QRコードから届け出ページを確認ください。  
問 保健センター Tel 82-3223

● 外国人のための無料法律相談  
県国際交流センターでは、外国人が法律の相談をすることが出来ます。  
人の権利、働くこと、離婚などの法律の問題について相談できます。  
法テラスの弁護士がこたえてくれます。お金はいりません。  
日本語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語で相談できます。  
収入・資産の制限があります。相談したい人は、まずは電話してください。  
相談できる日と時間  
1月19日(木) 3月16日(木) 13時～16時  
対面 県国際交流センター  
※オンライン(ZOOM)でも相談できます。  
問 県国際交流センター Tel 073-435-5240

● 相続セミナー  
公証人、法務局、司法書士が講演、相談を実施します。  
① 講演会(公証人・遺言書について)  
② 講演会(法務局・自筆証書遺言書保管制度について)  
③ 相談会(司法書士・法務局・相続登記、遺言書保管制度ほか)  
日時 ① 2月3日(金) 13時30分～15時  
② 2月3日(金) 10時～16時  
③ 2月3日(金) 10時～16時  
場所 和歌山地方法務局本局、支局  
申込み 1月27日(金)まで  
定員 ① 本局30名、支局若干名  
② 本局20名、支局若干名  
③ 本局20名、支局若干名  
申・問 和歌山地方法務局総務課 Tel 073-422-5131

● 地雷撤去のための書き損じハガキを集めています  
カンボジアの地雷被害をなくすため、書き損じハガキを集めて換金し、地雷撤去団体へ寄付していきます。  
対象品 書き損じ・未使用ハガキ、未使用切手、未使用テレカ、QUOカード  
期間 3月31日(金)必着  
送付先 〒814-0002 福岡市早良区西新1-7-10-702 Tel 092-833-7575  
(一財)カンボジア地雷撤去キャンペーン宛  
後援 市教育委員会

● 令和4年度 市県民税(第4期) 国民健康保険税(第7期) 後期高齢者医療保険料(第7期) 介護保険料(第7期) 納期限は1月31日(火)です。